

「外貨普通預金規約」新旧対比表（2023年11月17日変更）

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>第3条 預金の預入れ</p> <p>1.この預金の預入れ通貨は、当行所定の外国通貨のみとします。</p> <p>2.この預金の預入れは、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限りま</p> <p>す。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人、保険会社、証券会社またはFX会社からの振込金に限ります。）の受入れによるものとします。</p> <p>3.この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定めるものとします。</p> <p>第4条～第16条 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>第3条 預金の預入れ</p> <p>1.この預金の預入れ通貨は、当行所定の外国通貨のみとします。</p> <p>2.この預金の預入れは、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限りま</p> <p>す。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人からの振込金に限ります。）の受入れによるものとします。</p> <p>3.この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定めるものとします。</p> <p>第4条～第16条 省略</p>